

(業務名称) 2022-2026年度国際緊急援助物資備蓄及び緊急輸送にかかる業務委託契約 (ドバイ倉庫) (単価契約)

(公告/公示日: 2022年 8月 30日/公告番号: 22a00307) について、質問及びその質問に対する回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部長 (契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P4	(5) 競争参加資格の確認 1) 提出書類	下見積書は本見積の間違い、位置づけをご教示下さい。 本見積は下見積より価格修正した上でご提出することは可能なのでしょうか。	下見積書は、予定価格を決める際に参考とさせていただく資料となります。なお、本見積 (入札金額) は、入札者の経営的判断を含め設定いただく額を指し、下見積より価格修正することは可能です。
2	P13	分掛率	分掛率は割引率でなく、割引率を引いた、IATAのタリフに対する請求する単価率ということでしょうか? 入札書の計算式では、割引率の計算となっていないため、確認したい。	分掛率とは、IATAのタリフを1とした場合、どのくらいのパーセンテージで航空賃を提供できるのか (計算ができるのか)、という数字となります。各国のその割合の平均値を「地域別分掛率平均」として提示してください。
3	P17	国際輸送動向	報告イメージがつかないので、現状JICAがうけている報告内容を開示願いたい。	様式は指定しておりません。空路の状況 (定期路線の運航/輸送状況や価格変動など) のみならず、海路の状況 (運行状況やスケジュール感など) など把握して、オペレーション時に、該当倉庫から被災地へより効率よく迅速に輸送するための的確な判断を可能にする材料を、適宜提供いただいております。
4	P18	保険	輸送物資の保険料に対する請求項目がないが、どこに含めてよいのか? また必要な補償内容も定義願いたい。	請求時に 保険料支払いに関する証券類 を添付のうえ、輸送費の内訳の中に、「航空運賃の一部費用」として保険費用を提示いただきます。 よって手配後に実費にて請求可能です。 補償内容は、火災・航空機等輸送手段の事故・自然災害・盗難等により輸送物資の価値が減ずる事態となったときに、当該物資の価値を最低限カバーできる内容としてください。
5	P18	II 緊急時業務 (4) 被災地への緊急輸送	リードタイム依頼翌日から起算して2営業日以内のフライト確保が必要とのことですが、フライト確保できなかった場合はどのようになりますでしょうか。	真にやむを得ない理由でフライト確保ができない場合は、客観的な根拠とともに当該理由を速やかに報告いただきます。同時に、最も早く輸送可能なフライトが判明次第、双方協議の上確保することを想定しております。
6	P19	7 業務実施体制 (1) 管理体制	統括管理者への問い合わせ内容・頻度をご教示下さい。	オペレーションごとに対応が異なるため、一概に問い合わせ内容や頻度を回答することは困難です。 緊急時においては、一刻も早い物資輸送を実現させるために、II 緊急時業務(1)~(5)のすべてに対応するべく、(6)の体制をしきつプロセスを進めます。総括責任者は原則的に左記すべての状況を把握し、的確な指示を出すため、作業が日本時間の深夜、早朝の時間帯であっても弊機構担当者および航空会社等の関係者と密に連絡できる体制を構築いただく必要があります。総括責任者の不在時においても、業務対応が可能なバックアップ体制を整えていただく必要があります。
7	P22	1. 技術提案書の構成と様式	類似案件実績につきまして、民間企業荷主様の社名・金額提示が難しく、当該欄を省略して記載することは可能でしょうか。	プロポーザルを弊機構が適切に評価するにあたり、類似案件実績についての記載は、事実に基づき記載していただく必要があります。落札者の応募情報は契約書の一部として秘密情報として扱われ、また、残念ながら採用に至らなかった社の情報は適切に廃棄しますので、対外的に公表することはできません。正確に応募者の能力を評価するためには、原則として入札説明書に記載のとおり記載願いたいですが、やむを得ない理由にて荷主名等が明示できない場合には、当該理由を記載の上、非開示部分を略称などにて記載し (業務理解に資するよう、業態・分野等の情報を補記ください)、数量等の実績については明瞭に記してください。
8	P24	1. 経費の積算に係る	見積価格は4年間固定とのことですが、倉庫料(賃料・人件費)の大幅な値上がりが発生した際に単価の変更は可能でしょうか。	契約の公平性の観点から、原則として契約時の単価は4年間固定とします。過去の倉庫料のトレンド等を踏まえて適正な価格を設定してください。
9	P26	緊急時作業費	搭載立会はコロナ規制もあり、現実空港、航空会社から許可とならないため、現行の対応方法を開示願いたい。 また、ターミナルチャージ等の航空会社、空港から請求されるIATAタリフに規定されていない項目、特に容積、重量により変動する項目はどの項目で請求すればよいかもあわせてご開示願う。	現在、コロナに関する規制にて搭載現場に立ち会いが許可されない場合には、何らかの形で航空会社から搭載した旨の連絡 (画像、搭載完了メールなど) を提出いただく等で、必ず確認を行うように依頼しています。 入札時において、輸送費は輸送対象国・地域ごとに設定されたIATAタリフまたは航空会社が設定している航空運賃に分掛率を乗じて積算することとしていますが、この分掛率の上限を1とします。 請求時において、輸送費はIATAタリフ等 (要証券) に入札時に設定した分掛率を乗じて積算することを原則としますが、輸送運賃の変動幅と頻度が高いことから、IATAタリフ等を越えた単価 (分掛率1を超える単価) となった場合には、当該経緯の説明および適用する単価を証明する証券 (IATAタリフ等に加え、Airway Bill等に記載される輸送費・単価など) に基づき積算できることとします。また、IATAタリフで規定されない容積、重量により変動する項目 (費用) がある場合も、証券を添付のうえ、「航空運賃の一部費用」として実費積算します。